承　諾　条　件

1. 工事費用については申請人の負担とする。
2. 施工前に既設下水道汚水桝等の現場測量を実施し、担当職員の確認を得ること。
3. 既設下水道設備に損壊を与えた場合には、担当職員に報告し補修の指示を受けること。（費用負担含む）
4. 申請部分における下水道（汚水桝）機能の維持管理は申請者の責と負担において行うこと。（施工期間中）
5. 提出書類・図面等について。
6. 完了届・・・・・・工事完了後速やかに提出
7. 竣工図・・・・・・・（断面、平面）（道路管理者に提出するものと同じで可）
8. 工事写真・・・・・・（施工中・完了）
9. 道路占用許可書、道路占用工事完了届の写し
10. 引渡書・・・・・・・工事完了後速やかに提出
11. 本申請工事に起因して第三者に損害を与えた場合には、申請者の責任（費用負担含む）で、問題の解決に当たる。
12. 申請図書に基づく現場施工において、変更を必要とする場合は協議調整を行うこと。

**下記　（１）～（６）、工事写真添付　必須と致します。**

**尚　下記項目の確認が取れない場合は、お引き受けを出来ない場合がございます。**

（１）ます床付完了後、床付け幅確認（w=860以上）、地盤からの高さ確認（H=510）

（２）ます基礎材再生粒調砕石（RM-40）一層目施工完了後、基礎厚さ確認（H=150）

（３）ます基礎材再生粒調砕石（RM-40）二層目施工完了後、基礎厚さ確認（H=150）

（４）公共桝土台基礎　　地盤からの高さ確認（H=210）

（５）土留め施工　　地盤からの深さ（Ｈ＝1500以上）

（６）水道管との離隔　300以上、確保できない場合は、ゴム板（ｔ＝2ｍｍ、ｗ＝350）3重巻とする

　　　（ゴム板の両端は、防食テープ（JIS21901）巻とする。

1. 瑕疵担保期間は、引渡しを受けた日から2年以内とする。ただし、故意又は重大な過失があった場合１０年以内とする。

９．工事期間中は、工事案内板、交通誘導員を配置し安全に努めること。

１０．関係官公庁に必要な道路使用、交通の制限等の届け出または許可申請等の手続きを行った後に工事に着手すること。

１１．**汚水桝譲渡**の条件として、道路占用許可書提出が含まれています。※道路管理者より占用許可を受け、工事費用についても申請人の負担とする。